

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

各制度は令和3年9月15日時点のものです。今後、内容などに変更がある可能性もありますので事前にお問い合わせください。

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
【個人向け】生活支援			
生活資金に困っている	感染症の影響により収入が減少した世帯	1 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付(上限20万円)を実施(～11月末) 社会福祉協議会 ☎35-0294
	生計を維持することが困難になった方	2 福祉金庫基金資金の貸付要件の緩和【市】	<ul style="list-style-type: none"> 他の融資を受けられない方を対象に生活資金の貸付(上限20万円)を実施(～11月末) 福祉課 ☎35-3139
	総合支援資金の特例貸付による再貸付が終了した方など	3 生活困窮者自立支援金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 再貸付の最終貸付月が令和3年11月までの方などを対象に、3カ月間、支援金を支給(～11月末) 支給額(月額)：1人世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
	家計が急変した家庭の学生	4 高等教育就学支援新制度・貸与型奨学金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の影響により学費などの支援が必要となった学生に、高等教育就学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)および貸与型奨学金により支援 市福祉サービス総合相談支援センター ☎35-3002
	給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	5 住居確保給付金【国】	<ul style="list-style-type: none"> 離職、廃業後2年以内の者に加え、感染症などの影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失または住居喪失のおそれが生じている方に対して家賃相当額を支給 家賃相当額を原則3カ月間支給 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】
	令和2年4月から令和3年9月までの間に、事業主の指示により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方	6 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当の一部を給付 支給額：休業前の1日あたりの支給額(平均賃金額の80%、上限9,900円(または11,000円))×休業実績(各月の日数-就労または労働者の事業で休んだ日数) 国の休業支援金・給付金を活用する場合において、当該労働者の休業前の1日あたりの平均賃金額に休業実績の日数を乗じて得た額と国の支援金・給付金との差額(自己負担分)を補助 雇用・産業創出課 ☎35-3182
	県営住宅入居者および新規入居者居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	7 県営住宅による支援【国】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額 また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供 県住宅供給公社 ☎0584-81-8503
	市営住宅入居者および新規入居者居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	8 市営住宅による支援【市】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、敷金および駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減免または猶予 また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 建築住宅課 ☎35-3176
	感染症の影響により失業した方や就労環境の悪化により就労の機会を失った方など	9 臨時職員の緊急雇用【市】	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業の業務などを行う臨時職員(会計年度任用職員)を雇用 <雇用条件(フルタイム勤務の場合)> 勤務時間：7.75時間/日 月額給与：147,200円～ 雇用期間：令和3年5月～令和4年3月(最長) * 必要に応じて、市[HP]およびハローワークを通じて募集します。また、事前に臨時職員登録者カードを提出することで、臨時職員として雇用する制度もあります。 総務課 ☎35-3133
	新型コロナウイルスに感染したら	10 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担 厚生労働省 結核感染症課 ☎03-5253-1111

ご不明な点は、新型コロナウイルス総合窓口(☎36-0024)までお問い合わせください。